

日本気管食道科学会の利益相反に関する指針

序文

学術集会・刊行物などで発表される研究においては、医療機器・医薬品・特許を獲得するような新規技術を用いた種々の研究が行われ、産学連携による研究・開発が少なくない。

産学連携による研究では、公的利益(学術的・倫理的責任を果たすことによって得られる成果の社会への還元)と、私的利益(産学連携に伴い取得する金銭、地位、利権など)を発生することがある。これらの二種類の利益が一人の研究者個人に生ずる状態を利益相反と呼ぶ。

これからの社会では産学連携による研究が推奨され、それに伴う利益相反状態が生じることは避けられないものであり、特定の活動に関しては法的規制がかけられている。しかし、法的規制の枠外にも利益相反状態が生じる可能性がある。

利益相反状態が深刻な場合は、研究の方法、データの解析、結果の解釈が歪められることが危惧される。一方、適切な研究成果であるにもかかわらず利益相反が開示されていない場合公正な評価がなされないことがある。これらのことから、利益相反の指針を明確にすることにより、産学連携による研究を積極的に推進することが重要である。

I. 目的

本指針は、日本気管食道科学会(以下「本学会」という)会員に対して利益相反についての基本的な考えを示し、本学会が行う事業に参加し発表する場合、利益相反状態を自己申告によって適切に開示させることにある。

II. 利益相反の対象

本指針では、研究者自身が所属し研究を実施する機関以外の機関との間で給与等を受け取るなどの関係を持つ「個人としての利益相反」のみを扱う。具体的にはサービス対価(指導料、謝金等)産学連携活動に係わる受け入れ(受託研究、客員研究員・ポストドクトラルフェローの受け入れ、研究助成金受け入れ、依頼試験・分析、機器の提供等)株式、および知的所有権(特許・著作権及び当該権利からのロイヤリティ等)を含む。

III. 対象者

以下のいずれかを対象者とする。

- ① 本学会会員

- ② 本学会で発表する者
- ③ 本学会理事会・委員会に出席する者
- ④ 本学会の事務職員
- ⑤ ①～④の対象者の配偶者、1親等の親族、また収入・財産を共有する者

IV. 対象となる活動

本学会の学術集会・講演会等での発表、および機関誌、論文、図書などでの発表を対象とする。

V. 開示・公開する事項

対象となる活動を行う場合、本人並びに配偶者・同居する1親等において以下の①～⑦の事項で、別に定める基準を超える場合には、所定の様式に従い、利益相反の状況を自己申告する義務を負う。自己申告及び申告された内容については、申告者本人が責任を持つ。

- ① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職
- ② 株の保有
- ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料
- ④ 企業や営利を目的とした団体から、研究者を拘束した時間・労力に対し支払われた日当（講演料など）
- ⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆料に対して支払った原稿料
- ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費
- ⑦ 企業や営利を目的とした団体が提供する寄附講座
- ⑧ その他の報酬（研究とは直接無関係な旅行や贈答品など）

VI. 利益相反の管理に関すること

個人情報・研究又は技術上の情報を適切に保護するため、正当な利用なく倫理委員会等における活動によって知り得た情報を漏らしてはならない。

VII. 指針違反者への措置

- ① 理事会は、本指針に違反する行為に関して審議する権限を有する。
- ② 本指針に違反した行為がある場合、倫理委員会で検討し、理事会で審議する。その結果、重大な遵守不履行に該当すると判断した場合は、遵守不履行の程度に応じて罰則を科することができる。

③ 不服の申し立て

Ⅶの②により措置を受けた者は、本学会に対し、不服の申し立てをすることができる。学会はこれを受理した場合、所轄委員会において再審理を行い、理事会の協議を経て、その結果を被措置者に通知する。

④ 説明責任

学会は被措置者により発表された研究に関し、当該委員会及び理事会の議を経て、社会へ説明する。

Ⅷ. 細則の制定

本学会は、本指針を運用するために必要な細則を制定することができる。

Ⅸ. 施行日及び改正方法

この指針は、平成24年4月1日から施行する。本指針は法令の改変等の各種事情により、事例によって一部変更が必要となることが予想される。倫理委員会は、理事会の議を経て、本指針を審議し、改正することができる。